

事 務 連 絡
平成30年7月8日

各都道府県・政令市
公営住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

平成30年(2018年)台風第7号及び前線等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて

平成30年台風第7号及び前線等によって、西日本を中心に広域にわたり甚大な被害を受けており、今後、被災者の住宅を緊急に確保する必要があります。

このため、被災者が貴所管の公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅（小集落改良住宅を含む。）、更新住宅、高齢者向け公共賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「公営住宅等」という。）への入居を希望した場合における取扱いについては、以下の要領により最大限の配慮をするようお願いいたします。

なお、貴管内事業主体（政令市を除く。）にもこの旨周知をお願いいたします。

記

- 1 被災者の一時的な入居については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行うこと。
入居の条件としては、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び公営住宅管理条例等を準用すること。
 - （1）被災者の実情に照らし、適切な入居期限とすること。
 - （2）収入基準等の入居者資格要件を問わないものとする。
 - （3）災害による暫定入居として公募除外対象とすること。
 - （4）入居者の事情により、適宜家賃等の徴収猶予又は減免を行うこと。
- 2 被災者か否かの判断は、原則として市町村が発行する当該災害に係る罹災証明書等により行うこと。
- 3 一時的な入居を行った者について、公営住宅法等の入居者資格要件に該当する者については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすること。
- 4 貴事業主体における被災者の受入れについては、被災地域の地方公共団体及び事業主体と緊密な連携を図り、被災者の公営住宅等への入居に遺憾なきよう取り扱われたい。
- 5 被災者の一時的な入居の取扱いについては、大規模災害時における公営住宅等の一時使用に係る標準許可申請書について（平成19年8月9日付け国住備第38号）の趣旨を踏まえ、被災者の負担の軽減に最大限の配慮をするようお願いいたします。